

無線レンタル規約

1 条（適用の範囲）

本規約は、株式会社電技パーツ（以下「当社」という）の提供する、無線機器レンタルサービスを利用するお客様（以下「利用者」という）に適用されます。

2 条（サービスの目的）

本サービスは、無線機及び周辺機器を貸し出しすることで、利用者様の円滑な業務遂行を手助けすることを目的としたサービスです。

3 条（契約の成立）

レンタルを申し込む場合は本規約を承諾の上、当社ホームページ上のレンタル注文フォームまたは利用者様指定の書式にて申し込みいただきます。当社は利用者のお申し込みに対して審査をし、場合によってはお断りする場合があります。又、在庫等の状況によりレンタル期間等必ずしもご希望に添えない場合がございます。

4 条（引き渡し）

1. 機器の引き渡しは、原則的に店頭渡しまたは運送サービスにより利用者様へ送付するものといたします。運送サービスの運賃につきましては当社が負担いたしますが、設置等にかかる費用につきましては利用者様の負担といたします。
2. 利用者様はレンタル品の受領後または到着後速やかにレンタル品の数量確認と機器の動作確認を行ってください。当社に不備・異常等の連絡がない場合は、レンタル機器は引き渡されたものといたします。

5 条（返却・遅延損害）

レンタル期間終了後は直ちに当社へ返却をしてください（レンタル終了日翌日まで）。運送サービス（宅配等）を使用される利用者様は、返却にかかる運賃は利用者様の負担といたします。又、店頭返却の場合は当社営業日の営業時間内となります。尚、期間終了後も返却いただけない場合は、期間延長扱いにさせていただくか、または遅延損害金を請求させていただきます。

6 条（レンタル料金）

レンタル料金は当社の定めるレンタル料金表にて決定いたします。長期レンタルについては、レンタル実施前に利用者様と協議の上決定いたします。支払は当社発行の請求書記載の金額により、当社指定の銀行口座にお振り込みいただきます。支払期日については請求書に記載いたします。初めて申し込みされる利用者様はレンタル品引渡時に前払いとします。運送サービスを使用される初めての利用者様はレンタル品発送日前日までお振り込みいただき、入金確認後の発送となります。

7条（レンタル期間）

レンタル期間はレンタル品引渡日の翌日から期間満了日とし当社発行の納品書及び請求書に記載いたします。

8条（レンタル期間の変更）

レンタル期間延長については、当初のレンタル期間終了日の前日までに利用者様から連絡をいただき、当社がそれを了承することにより、設定させていただきます。レンタル期間の短縮につきましては、原則として承りません。

9条（レンタル品の使用保管）

レンタル品は利用者様の厳重なる注意をもって使用・保管し、これに要する費用は利用者の負担とします。又、利用者様はレンタル品について他から強制執行、その他法律的・事実に侵害が無いように保全するとともに、仮にそのような事態が生じた時は直ちにこれを当社に通知し、且つ利用者様が速やかに事態を解消するものいたします。

10条（レンタル品の滅失・破損）

利用者様の責任によりレンタル品を滅失または破損した場合は、利用者様との協議により新品の購入代金・修理代金を請求させていただきます。